

勉強会及び各業界団体の主な御意見等への対応状況

平成 30 年 1 月

1. 全体について

主な御意見等	判断基準見直し案での対応方針
● 判断基準の見直しの方向性には賛成。	<ul style="list-style-type: none"> 徹底的な省エネルギーの推進に向けて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）及びその関連法令に準拠する形で見直しを検討する。
● 判断基準の見直しにより、事業環境に応じた経営判断が拘束されることがないように配慮してほしい。	

2. 第三者評価について

主な御意見等	判断基準見直し案での対応方針
● 中小企業等にとって過度な負担となることを避けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価には、内部監査も含むことを想定している。 今回の基準部分の見直しにおいては、「第三者評価」という記述とはせず、「客観性を高めるために監査手法（or 内部監査等）の活用を検討しつつ」という表現に改めた（見直し案の「カ」）。
● 表現の工夫（内部監査でもよいことを明記）等により、費用発生を抑えるべき。	
● 趣旨は理解するも、第三者評価の実施については慎重な検討が必要。	

3. ISO50001 との関係について

主な御意見等	判断基準見直し案での対応方針
● ISO50001 が実質的に義務化されることを懸念。	<ul style="list-style-type: none"> ISO50001 について認証を義務化することは想定していない。

4. 連携による省エネについて

主な御意見等	判断基準見直し案での対応方針
● 「技術的かつ経済的に可能な範囲」であれば基準部分に位置づけてもよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業者が連携して取り組む措置を、事業者が遵守すべき事項を掲げる基準部分に位置づけることはハードルが高いため、目標部分に位置づける方向で検討を進める。
● 目標部分への記載、中小企業への配慮という点には賛同。	
● 実施促進のための政策支援が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 判断基準の運用に関わる論点として別途検討を行う。

5. (ア～ク)等の記載について

記述の粒度について

主な御意見等	判断基準見直し案での対応方針
● 見出しをつけてPDCAとの対応を明確化してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ア～クのそれぞれに見出しをつけてPDCAとの対応を明確化した。
● 定量化を要する詳細な項目ではなく、大きな枠組みの提示にとどめるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ア～クの部分は現行の記述と粒度は変わらず、定量化を義務づける記載は追加していない。
● 「共通して取り組むべき基本的方針」は共通的かつ基本的な事項にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> また、共通事項についても過度な取組を求める事項は避けるようにした。(見直し案の【工場等単位、設備単位での基本的実施事項】)
● 報告書の内容の増加等の煩雑化は避けて欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> 報告書への記載内容は、判断基準の遵守状況を確認することを主たる目的としており、事業者への負担も勘案しながら検討する。

<ul style="list-style-type: none"> ● テナント企業では設備投資の最終決定者になりにくく、事業者の実施すべき内容の取組方針への「具体的な記述」は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組方針への具体的な記述については、「エネルギーの使用の合理化に関する目標」、「当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針」を含むこととしており、現行の記述から「当該目標を達成するための設備の運用」を追加したのみであり、運用面での対応も明示的に含めることとした。（見直し案の「ウ」）
<ul style="list-style-type: none"> ● ソフト面での省エネ取組も含めて欲しい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「廃熱の発生状況を体系的に把握すること」は大規模工場では困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「体系的な把握は困難」であるため、「主要な設備について」という表現を追記した（見直し案の「a」）。
<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者の業務について、「会社の経営方針の意思決定機関への省エネルギー目標に関する計画（中長期計画）の報告」とあるが、法令で定められた規定等と一致しないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法施行規則第15条で定められた中長期計画書の様式には代表者氏名を記入して提出することを求めているため、当然に意思決定機関（or 業務執行の決定機関）に報告がなされているものと解することができる。

経営層（エネルギー管理統括者）の役割について

主な御意見等	判断基準見直し案での対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネも含めた総合的な投資判断は、経営者としては当然考えることなので追記する必要はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当然の内容を明示化することで、事業者に遵守を求めることが今回の見直しの趣旨である。
<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者の責務が多いため、もう少し整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の省エネ法及びその関連法令の規定でも定められている責務を明示したものであり、今回の見直しで新たな業務を追加したわけではない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業でも取り組める内容になるか考慮が必要。 	

<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー管理統括者は事業者の事情に合わせて役員以外でも担えるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資判断に関わる役割は、それに関与できる役職の人物が担うことが必須となるため、役員クラスの者が妥当である。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「人材の育成」は省エネ法のエネルギー管理統括者の業務にないので削除が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ法施行規則第6条の2に、「エネルギー管理者やエネルギー管理員等に対する指導等」が、また、現行の工場等判断基準においても「エネルギーの使用の合理化を図るために必要な人材の確保」及び「従業員に対する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育」が定められており、人材の育成はエネルギー管理統括者の業務に含まれていると解されるため、新たな責務の追加ではない。

エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員等の役割について

<p style="text-align: center;"><u>主な御意見等</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>判断基準見直し案での対応方針</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 「エネルギー管理を実施する者」という表現は、それ以外の人を実施しないかのような誤解を招きかねない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現場実務を管理する者」との表現に改めた（見直し案の「イ」）。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「意思疎通の場の設定」は、トップと現場の直接協議を思わせない表現にすべき。 ● 「意思疎通の場の設定」の内容を明確化すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「意思疎通の円滑化を図ること」という表現に改めた上で、責任者を補佐する業務の具体例とした（見直し案の「イ」）。
<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー管理を実施する者が、経営層への提言や意思疎通を実施するのは困難ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場実務を管理する者は、責任者に対する報告を行い、責任者を補佐する者にその意思疎通の円滑化を図らせることで実現に配慮した。

6. その他

主な御意見等	判断基準見直し案での対応方針
● 工場以外への適用を明確化するため、「工場等判断基準」の名称を変えられないか。	・ 省エネ法第3条第1項では、「工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）」と定義が明記されているため、これまでの運用と同様にさせていただきたい。
● 追加投資を促すような政策的支援を求めたい。	・ 判断基準の運用に関わる論点として別途検討を行う。